

○黒部市環境審議会規程

平成18年 3月31日

黒部市訓令第54号

(趣旨)

第1条 この訓令は、黒部市環境基本条例（平成18年黒部市条例第118号。以下「条例」という。）第33条の規定に基づき、黒部市環境審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1)環境基本計画の策定及び変更に関する事項
- (2)公害対策に関する事項
- (3)前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関し必要な事項

(会議の種類)

第3条 審議会の会議は、次のとおりとする。

- (1)条例第27条の規定による会議
- (2)条例第29条の規定による会議

(審議会の会議の招集)

第4条 審議会の会議の招集は、会議の日の3日前までに、その日時、場所及び付議すべき議題を示した書面により、委員及び専門委員に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(専門委員の任期)

第5条 条例第28条に定める専門委員の任期は、2年以内で市長が定める期間とする。

(部会の設置)

第6条 条例第29条の規定により設置する部会及びその調査審議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1)企画部会 環境の保全及び創造の企画調整に関する事項並びに環境基本計画の策定及び変更に関する事項
- (2)公害対策部会 公害対策に関する事項

(諮問の付議)

第7条 会長は、市長の諮問を受けた場合は、当該諮問を適当な部会に付議することができる。

2 前項の場合において部会の決議があったときは、部会長は、速やかにその事項を会長に報告するとともに、その事項について条例第27条に定める会議で審議し、市長に答申するものとする。

附 則

この訓令は、平成18年3月31日から施行する。